

医薬発 0401 第 28 号
令和 6 年 4 月 1 日

事業実施者 殿

厚生労働省医薬局長

令和 6 年度薬剤師臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業
の実施について

標記事業について、別紙「令和 6 年度薬剤師臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業実施要綱」のとおり定めることとしたので、御了知の上、事業を円滑に運用されたい。

別 紙

令和6年度薬剤師臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業実施要綱

第1 目的

医療現場における薬剤師の業務については、近年のチーム医療の進展や薬物療法の高度化・複雑化等に対応するため、臨床での実践的な対応が必要であることから、薬剤師免許取得後に医療機関等における実地研修（以下「臨床研修」という。）の充実が求められている。厚生労働行政推進調査事業費補助金「薬剤師の卒後研修カリキュラムの調査研究」（研究代表者：山田清文 名古屋大学医学部附属病院教授（令和1～3年度））（以下「調査研究」という。）による成果も踏まえ、令和4年度及び5年度の「卒後臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業」において、臨床研修において実施すべき研修内容や方法を示す「薬剤師臨床研修ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の検討が行われてきたところであるが、研修受入体制の整備や研修実施施設の質の確保（研修施設の第三者認証等）や臨床研修の効果検証等については十分な検討がなされておらず、臨床研修の実行性が課題となっている。

このことから、ガイドラインを用いた臨床研修を実施するにあたって、研修施設の受入体制の整備、指導薬剤師の育成、臨床研修の効果検証等の調査検討を行い、薬剤師臨床研修の効果的な実施に向けた体制を構築することを目的とする。

第2 事業実施者

本事業の実施者は以下の全ての要件を満たす法人とする。なお、事業実施者は事業の一部を再委託することができる。

- (1) 本事業を適切に実施できる能力を有する法人であること。
- (2) 本事業の実施及び運営について、幅広い知見と経験を有していること。
- (3) 医療や薬学教育（薬剤師臨床研修を含む）について、幅広い知見と経験を有していること。
- (4) 本事業における情報収集、各種調査、薬剤師の臨床研修制度の検討が適切に実施できる体制を有していること。

第3 事業内容

1 実施すべき事業について

(1) 事業の実施体制

事業実施者である法人が中心となり、薬剤師臨床研修の効果的な実施のための調査検討について具体的な実施内容を含む実施計画書（任意様式）を策定し、計画に沿って本事業を実施すること。

令和4年度及び5年度の「卒後臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業」で検討されたガイドラインを基に、下記(2)～(5)の調査検討を行うこと。

調査検討を行うにあたっては、日本薬剤師会・日本病院薬剤師会等の職能団体、薬学教育関係、医療者の臨床研修に見識の深い有識者等により構成される調査検討会を設置し、各分野の有識者から幅広く意見を聴取し、検討を行うこと。

(2) 研修施設の受入体制の整備に向けた検討

ガイドラインを用いた臨床研修の受入体制の整備に向け、研修を実施する際に研修施設（協力施設を含む）において要する費用や人的負担の調査を行い、研修グループを形成する際の要件や費用負担面、研修者の処遇も含めた研修運営方法の課題の整理と課題解決のための方策の検討・提案を行うこと。

(3) 指導体制・指導薬剤師の育成

研修プログラムの質の確保のため、研修プログラム実施責任者に対する講習や指導薬剤師に対するワークショッププログラムの検討、テキスト(案)等について、各職能団体からの意見も踏まえて検討を行うこと。

(4) 海外等における臨床研修の状況調査

海外の薬学教育制度や国内の薬剤師レジデント等の免許取得後の研修制度の現状調査を行い、その目的やプログラム内容等を整理する。また、国内の医師・歯科医師等他職種の臨床研修制度も含めて調査・分析すること。

(5) 臨床研修の効果検証

臨床研修の導入が、薬剤師の臨床能力や患者の薬学的管理の質的向上に資するかどうかを検証するため、令和3～5年度事業で実施されたモデル事業の分析、研修修了者の活動内容（学会発表、専門認定の資格など）、すでに導入されている薬剤師レジデント制度修了者の活動状況等を調査し、分析・評価すること。

(6) 最終報告書の作成

本事業の実施後、事業の実施計画書及び実施結果、並びに上記（2）～（5）の検討内容を含む最終報告書（任意様式）を作成すること。

2 留意事項について

本事業の実施期間中、厚生労働省医薬局総務課の求めに応じて、事業の進捗状況等を報告すること。また、事業の実施状況に関して厚生労働省が確認を行う場合があるため、その際には協力すること。

第4 その他の事務手続きについて

- 1 上記第3 1（1）で作成した実施計画書については、令和6年度薬剤師臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）で定める事業計画書に添付すること。
- 2 上記第3 1（6）で作成した報告書については、交付要綱で定める実績報告書に添付すること。
- 3 本事業の実施に際し、疑義が生じた場合には、厚生労働省医薬局総務課と相談すること。

第5 実施期間

本事業の実施期間は基準額通知の発出日以降の実際に事業を開始する日とし、事業終了予定期日は、当該年度の3月31日までの日とする。

第6 経費負担等

(別添)

国は予算の範囲内で、交付要綱により交付するものとする。

第7 適用時期

この要綱は、令和6年4月1日より適用する。